

# 東大阪市生活環境保全等に関する条例

東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則

令和6年4月

東大阪市



# 目 次

## 東大阪市生活環境保全等に関する条例

第1章 総則	5
第1節 通則（第1条・第2条）	5
第2節 市長の責務（第3条－第13条）	6
第3節 事業者の責務（第14条－第19条）	7
第4節 市民の責務（第20条・第21条）	7
第5節 市長、事業者及び市民の協働（第22条）	8
第2章 公害発生源等の規制	8
第1節 工場等の規制（第23条－第40条）	8
第2節 その他の規制（第41条－第43条）	10
第3章 地下水の採取の規制（第44条－第50条）	11
第4章 削除（第51条・第52条）	12
第5章 雜則（第53条－第57条）	12
第6章 罰則（第58条－第63条）	13
附則	14

## 東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則

第1章 総則（第1条－第3条）	19
第2章 工場等の規制（第4条－第22条）	20
第3章 地下水の採取の規制（第23条－第29条）	24
第4章 雜則（第30条）	25
附則	26

別表第1 ばい煙	30
別表第2 特定施設	31
別表第3 指定工場等	32
別表第4 規制基準	34
別表第5 地下水採取規制地域及び技術的基準	40

様式	42
----	----

参考（規則第13条関係）	67
参考（別表第2関係）	68
参考（別表第5関係）	101



# **東大阪市生活環境保全等に関する条例**



# ○東大阪市生活環境保全等に関する条例

(旧「東大阪市公害防止条例」)

昭和48年4月20日

東大阪市条例第9号

改正

昭和51年11月 1日条例第34号

平成 3年 3月28日条例第10号

平成 4年 3月31日条例第 3号

平成 9年 3月31日条例第11号

平成13年 3月31日条例第17号

平成13年 7月30日条例第32号

## 目次

### 第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条－第13条）

第3節 事業者の責務（第14条－第19条）

第4節 市民の責務（第20条・第21条）

第5節 市長、事業者及び市民の協働（第22条）

### 第2章 公害発生源等の規制

第1節 工場等の規制（第23条－第40条）

第2節 その他の規制（第41条－第43条）

### 第3章 地下水の採取の規制（第44条－第50条）

### 第4章 削除（第51条・第52条）

### 第5章 雜則（第53条－第57条）

### 第6章 罰則（第58条－第63条）

### 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

##### （目的）

第1条 この条例は、東大阪市環境基本条例（平成13年東大阪市条例第8号。以下「基本条例」という。）の本旨を達成するため、生活環境保全等に関し、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止に係る規制その他の措置を講じ、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境保全等 生活環境保全及び地球環境保全をいう。
- (2) 生活環境保全 公害を防止すること等により大気、水、土壤等を良好な状態に保持することをいう。
- (3) 地球環境保全 基本条例第2条第3号に規定する地球環境保全をいう。
- (4) 公害 基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。
- (5) 都市・生活型公害 自動車の排出ガスによる大気の汚染、騒音その他の交通公害、生活排水による河川の水質の汚濁、日常生活に伴って発生する騒音等をいう。
- (6) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (7) 工場等 工場又は事業場をいう。
- (8) 指定工場等 規則で定める工場等をいう。
- (9) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備（井戸を含む。）をいう。

## 第2節 市長の責務

### （基本的責務）

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて生活環境保全等に努めることにより、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる環境を確保しなければならない。

#### （率先行動）

第4条 市長は、自ら事業活動を行う場合には、率先して、省資源及び省エネルギーを図ること等により地球環境保全に努めなければならない。

#### （規制措置等）

第5条 市長は、公害の原因となる物質等の排出等に関する規制その他公害の防止に関する必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市長は、都市・生活型公害の防止のため、必要な施策を講ずるものとする。

#### （監視測定体制の整備等）

第6条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害防止のための規制措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査及び研究の体制の整備に努めるとともに、公害の防止に資するため技術者の養成に努めなければならない。

#### （監視等の実施）

第7条 市長は、公害の予測、防止、施策の策定その他生活環境保全に関する事項について必要な監視、測定及び調査を計画的に行わなければならない。

#### （環境の状況等の公表）

第8条 市長は、前条及び次条の規定に基づく監視、測定又は調査の結果明らかになった環境の状況を速やかに公表しなければならない。

2 市長は、法令又はこの条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その違反の事実及びその者を公表しなければならない。

#### （新たな公害問題についての対応）

第9条 市長は、新たな公害問題について、速やかな環境への影響調査その他必要な措置を講じなければならない。

#### （環境管理の促進）

第10条 市長は、事業者の自主的な環境管理を促進するため、環境管理に関する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 市長は、自主的に環境管理を実施している事業者のうち、特に優良な事業者について  
は表彰するものとする。

(中小企業者に対する助成)

第11条 市長は、中小企業者が行う公害の防止について、資金のあっせん、技術的な助  
言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、小規模企業者に対し、特別の配慮をする  
ものとする。

(苦情及び紛争の処理)

第12条 市長は、他の行政機関等と協力して、公害に係る苦情及び紛争について迅速か  
つ適切な処理を図るよう努めなければならない。

(国等との協力)

第13条 市長は、生活環境保全等を図るため必要があるときは、国又は他の地方公共團  
体に協力を要請するとともに、国又は他の地方公共団体から協力を要請された場合に  
は、これに応じるものとする。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第14条 事業者は、生活環境保全に関する意識を高め、その事業活動に伴って生ずる公  
害を防止するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令又はこの条例に違反しないことを理由として、公害の防止について最  
大限の努力を怠ってはならない。

3 事業者は、地球環境保全に関する意識を高め、その事業活動において、省資源及び省  
エネルギーを図ること等により地球環境保全に努めなければならない。

(管理及び監視義務)

第15条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発  
生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(自主的な環境管理)

第16条 事業者は、環境への負荷の低減を図るため、自主的な環境管理に努めなければ  
ならない。

(協力義務)

第17条 事業者は、市長その他の行政機関が実施する生活環境保全等に関する施策に積  
極的に協力しなければならない。

(紛争の解決)

第18条 事業者は、その事業活動による公害に係る紛争が生じたときは、誠意をもって  
解決に当たらなければならない。

(公害防止協定)

第19条 事業者は、公害の防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第20条 市民は、生活環境保全に関する意識を高め、その日常生活において生活環境保  
全に努めなければならない。

2 市民は、地球環境保全に関する意識を高め、その日常生活において省資源及び省エネルギーを図ること等により地球環境保全に努めなければならない。

(協力義務)

第21条 市民は、市長その他の行政機関が実施する生活環境保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第5節 市長、事業者及び市民の協働

第22条 市長、事業者及び市民は、都市・生活型公害の防止及び地球環境保全に向け協働して取り組んでいかなければならぬ。

第2章 公害発生源等の規制

第1節 工場等の規制

(規制基準の遵守)

第23条 工場等を設置している者は、当該工場等から規則で定める規制基準をこえる公害の原因となる物質等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。

(ばい煙の拡散抑制)

第24条 工場等を設置している者は、当該工場等において発生するばい煙の排出による大気の汚染を防止するにあたっては、当該ばい煙を大気中に拡散又は希釈することをもって、大気汚染の防止措置をとったものと解してはならない。

(排出水の希釈抑制)

第25条 工場等を設置している者は、当該工場等からの排出水による水質の汚濁を防止するにあたっては、当該排出水を希釈して排出することをもって、水質汚濁の防止措置をとったものと解してはならない。

(屋外作業の禁止)

第26条 工場等においては、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させ、又は飛散させる作業であって、規則で定める作業をしてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ないと認められる場合であって、騒音、振動又は粉じんの発生又は飛散を最小限にする方法により行なう場合は、この限りでない。

(地下浸透の禁止)

第27条 工場等を設置している者は、カドミウムその他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、規則で定めるものを含む汚水又は廃液（これらを処理したものを含む。以下同じ。）を地下に浸透させてはならない。

(指定工場等設置の許可)

第28条 指定工場等を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第29条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えてはならない。

- (1) 当該指定工場等から発生し、排出し、又は飛散する公害の原因となる物質等が規制基準（この条例に定めのないものについては、公害関係法令に定める規制基準とする。）に適合しないと認めるとき。

(2) 当該指定工場等が規則で定める条件に適合しないとき。

(許可の条件)

第30条 市長は、第28条第1項の許可をするにあたっては、公害の防止を図るため必要な限度において、条件を附することができる。

(指定工場等変更の許可)

第31条 第28条第1項の許可を受けた者（附則第2条第2項の規定により許可を受けた者とみなされる者を含む。第34条第1項を除き、以下同じ。）は、その許可に係る規則で定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第29条及び前条の規定は、前項の許可をする場合について準用する。

(許可手数料)

第32条 第28条第1項又は前条第1項の許可を申請しようとする者は、50,000円以内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 市長は、次の各号の一に掲げる場合には、前項に定める手数料を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体の行なう事業に係るものであるとき。

(2) 前条第1項の許可の申請に係る事項がもっぱら公害の防止を目的とするものであると認めるとき。

(氏名等の変更及び指定工場等の廃止の届出)

第33条 第28条第1項の許可を受けた者は、氏名若しくは住所（法人にあっては名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）若しくは指定工場等の名称を変更したとき又は当該指定工場等を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(操業等の制限)

第34条 第28条第1項又は第31条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る指定工場等の許可の内容及び条件に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 第1項に規定する者は、前項の規定による市長の検査に合格した後でなければ、当該指定工場等を操業し、又は当該指定工場等の変更部分を使用してはならない。

(承継)

第35条 第28条第1項の許可を受けた者からその許可に係る指定工場等の全部を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第28条第1項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る指定工場等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該指定工場等の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第28条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(表示板の掲出)

第36条 第28条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、所定の事項を記載した表示板を当該指定工場等の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

(事故時の措置)

第37条 工場等を設置している者は、当該工場等の施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、周辺の区域における人の健康又は生活環境に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じるとともに、すみやかにその事故の状況及び応急措置の内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る事故についての復旧工事が完了したときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項に規定する事故が発生した場合において必要があるときは、当該工場等を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善勧告)

第38条 市長は、工場等を設置している者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置、作業の方法又は燃料の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第23条に規定する規制基準を超える公害の原因となる物質等を発生し、排出し、又は飛散しているとき。
- (2) 第26条に違反して屋外作業をしているとき。
- (3) 第27条に規定する汚水又は廃液を地下に浸透させるおそれがあると認めるとき。
- (4) 第30条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により附した条件に違反しているとき。

(改善命令等)

第39条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置、作業の方法又は燃料の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないとき、第27条に違反して汚水又は廃液を地下に浸透させたとき、又は指定工場等を設置している者が第31条第1項の規定に違反して同項の規定による規則で定める事項を変更したときは、第28条第1項の許可を取り消し、又は当該工場等の作業の一時停止を命ずることができる。

(移転命令等)

第40条 市長は、第28条第1項の許可を受けないで指定工場等を設置している者又は前条の規定により第28条第1項の許可を取り消された者に対し、当該工場等の移転、操業の停止その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2節 その他の規制

(工場等建物の所有者の責務)

第41条 自己の所有する建物を他人に工場等として使用させる場合においては、その建物の所有者は、当該建物の構造を原因として公害の原因となる物質等が発生し、又は飛

散することができないようにしなければならない。

2 市長は、前項に規定する建物の構造を原因として当該工場等から規制基準をこえる公害を原因となる物質等が発生し、又は飛散していると認めるときは、当該建物の所有者に対し、期限を定めて、建物の構造の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(事業委託者の責務)

第42条 事業者は、資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい法人若しくは個人たる中小企業者に対し、業として次の各号の一に掲げる行為を委託する場合においては、当該委託を受けて同号の行為を行なう中小企業者（以下「下請事業者」という。）の工場等から公害の原因となる物質等が発生し、排出し、又は飛散しないよう公害の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

(1) その者が業として行なう販売又は製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

(2) その者が業として行なう販売若しくは製造の目的物たる物品若しくは半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造又は修理

2 前項の場合について、市長は、下請事業者の工場等から規制基準をこえる公害の原因となる物質等が発生し、排出し、又は飛散していると認めるときは、当該委託をした事業者に対し、期限を定めて、公害の防止に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(屋外燃焼行為の禁止)

第43条 何人も、屋外において大量に物を燃焼させてはならない。ただし、これらの物を燃焼させることができないと認められる場合であって、ばい煙の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反して屋外における燃焼行為が行なわれていることにより、その周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該違反行為を行なっている者に対し、警告を発し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第3章 地下水の採取の規制

(許可)

第44条 何人も、揚水設備により地下水を採取してはならない。ただし、規則で定める地域内における規則で定める用途に供するための地下水の採取であって、井戸の深さ及びストレーナーの位置並びに揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、それらの断面積の合計とする。）が規則で定める技術的基準に適合しているものと認めて市長が許可したときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の許可をするに当たっては、地盤沈下を防止するため必要な限度において、条件を附すことができる。

(許可の申請)

第45条 前条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項ただし書の許可を申請しようとする者は、2,000円以内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第46条 第44条第1項ただし書の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、その氏名又は住所（法人にあっては名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第47条 採取者が第44条第1項ただし書の許可を受けた揚水設備（以下「許可揚水設備」という。）につき、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該許可揚水設備に係る同項ただし書の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとしたとき。
- (3) 許可揚水設備を廃止したとき。

(承継)

第48条 採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続、合併又は分割（当該許可揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可揚水設備を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(停止等の勧告)

第49条 市長は、地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、採取者に対し、地下水の採取の停止、採水量の減少その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(採取禁止命令等)

第50条 市長は、偽りその他不正な手段により第44条第1項ただし書の許可を受けた者又は同条第2項の規定により附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第44条第1項ただし書の規定に違反してその許可を受けず、又は同条第2項の規定により附した条件に違反して地下水の採取が行われている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対し、当該揚水設備による地下水の採取の禁止を命ずることができる。

#### 第4章 削除

第51条 削除

第52条 削除

#### 第5章 雜則

(措置要請)

第53条 市民は、公害により、人の健康又は生活環境に被害が生じ、又は生ずるおそれ

があるときは、市長に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の要請に基づいて、工場等における公害の状況等の調査及び工場等に関する指導等を行なった場合には、それらの状況その他必要な事項を当該市民に通知するものとする。

(立入検査等)

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場等、建設工事現場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、施設その他の物件及びその場所で行なわれてゐる行為の状況を調査若しくは検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行なわせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(報告の徴収)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者及び採取者に對し、必要な事項を報告させることができる。

(審議会への諮問等)

第56条 基本条例第25条に規定する東大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、この条例に関する重要事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、第2条第8号、第23条、第26条、第27条、第29条第2号、第32条第1項、第44条第1項ただし書及び第45条第2項の規定による規則を定めるに当たっては、審議会の意見を聽かなければならない。

(委任)

第57条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

第58条 第40条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第28条第1項の許可を受けないで指定工場等を設置した者
- (2) 第31条第1項の許可を受けないで同項の規定による規則で定める事項を変更した者
- (3) 第39条第1項又は第2項の規定による命令又は处分に違反した者
- (4) 第44条第1項ただし書の許可を受けないで揚水設備により地下水を採取した者
- (5) 第50条第2項の規定による命令に違反した者

第60条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定に違反して汚水又は廃液を地下に浸透させた者
- (2) 第37条第3項の規定による命令に違反した者
- (3) 第43条第2項の規定による命令に違反した者

第61条 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条第3項の規定に違反して同条第2項の検査を受けないで指定工場等を操業し、又は指定工場等の変更部分を使用した者
- (2) 第54条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 第55条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第62条 第35条第3項又は第48条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30,000円以下の罰金に処する。

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4章の規定については、公布の日から施行する。

(昭和48年規則第46号で昭和48年10月1日から施行)

##### (経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に指定工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、第28条第1項の許可を受けた者とみなす。

第3条 この条例の施行の際現に揚水設備により地下水の採取を行なっている者（設置の工事をしている者を含む。）は、前項で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定める日までの間に限り、当該揚水設備につき第45条第1項ただし書の許可を受けた者とみなす。

##### (執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第4条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

##### 〔次のように略〕

##### 附 則（昭和51年11月1日条例第34号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている工場等については、改正後の東大阪市公害防止条例第38条第3号及び第39条第2項の規定のうち、汚水又は廃液の地下浸透に関する部分は、昭和52年3月31日までの間は適用しない。

##### 附 則（平成3年3月28日条例第10号）

1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### 附 則（平成4年3月31日条例第3号）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### 附 則（平成9年3月31日条例第11号）

- 1 この条例は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月31日条例第17号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、東大阪市環境基本条例（平成13年東大阪市条例第8号）附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則（平成13年7月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。



## **東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則**



# ○東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則

	昭和48年9月1日
	東大阪市規則第47号
改正	昭和51年10月25日規則第55号
	昭和52年2月28日規則第5号
	昭和52年4月1日規則第19号
	昭和53年4月25日規則第18号
	平成2年4月28日規則第17号
	平成3年6月29日規則第56号
	平成5年3月15日規則第4号
	平成5年8月2日規則第46号
	平成9年4月30日規則第29号
	平成13年1月5日規則第2号
	平成13年3月31日規則第20号
	平成13年6月5日規則第35号
	平成15年3月31日規則第36号
	平成26年2月25日規則第7号
	令和元年6月28日規則第10号
	令和3年3月31日規則第50号
	令和3年6月17日規則第56号
	令和4年2月2日規則第3号
	令和6年2月1日規則第2号
	令和6年3月29日規則第43号

## 東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 工場等の規制（第4条～第22条）
- 第3章 地下水の採取の規制（第23条～第29条）
- 第4章 雜則（第30条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、東大阪市生活環境保全等に関する条例（昭和48年東大阪市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

##### （用語）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

（1） ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん  
ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗(ふつ)化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって別表第1に掲げるもの

(2) 汚水に係る有害物質 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に掲げるものをいう。

(3) 特定施設 工場等において、ばい煙、紛じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭を発生し、排出し、又は飛散させる施設であって、別表第2に掲げるものをいう。

(4) 自動車駐車場 自動車を収容するための建物（当該建物に他の用途に供する部分があるものを含む。）で、自動車を収容する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの若しくは自動車駐車台数が30台以上のもの又は自動車を駐車させるための場所で面積が500平方メートル以上のもの若しくは自動車駐車台数が30台以上のものをいう。

(5) スクラップ処理場 自動車類及び大型耐久消費財の廃品を解体又はプレスする作業場をいう。

(6) 材料置場 建設工事の用に供する土砂、石材、木材、鉄材等を置くために継続的に使用する場所で、面積が100平方メートル以上のもの（工場等又は建設工事現場内のものを除く。）をいう。

(7) 固定型内燃機関 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関で固定型のものをいう。

(8) 配送センター 物品の集荷、配送等を行う施設で、物品の滞留期間の短いものをいう。

（指定工場等）

第3条 条例第2条第8号の規則で定める工場等は、別表第3に掲げる工場等とする。

## 第2章 工場等の規制

（規制基準）

第4条 条例第23条の規則で定める規制基準は、別表第4に定めるところによる。

（屋外の禁止作業）

第5条 条例第26条の規則で定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 板金又は製缶の作業
- (2) 鉄骨又は橋りょうの組立作業（工事現場における作業を除く。）
- (3) 金属くずの加工又は自動車等の解体の作業
- (4) 製品の製造又は加工に動力を用いる作業で、次に掲げるもの
  - ア 吹付塗装作業
  - イ 研磨作業
  - ウ 混練作業
  - エ 配合作業
  - オ 粉碎作業

(地下に浸透させてはならない物質)

第6条 条例第27条の規則で定める物質は、次の各号に掲げる物質とする。

(1) 汚水に係る有害物質

(2) 水素イオン濃度が5.8未満又は8.6をこえるもの

(指定工場等の設置許可の申請)

第7条 条例第28条第2項の規定による申請書の提出は、指定工場等設置許可申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 主要な製品の製造工程図

(2) 主要な作業の作業工程図

(3) 公害の防止方法の概要図

(指定工場等の設置許可等の通知)

第8条 市長は、条例第28条第2項の規定による申請書の提出があったときは、当該提出があった日から起算して30日以内に、同条第1項の許可をするときは指定工場等設置・変更許可書（様式第2）により、同項の許可をしないときはその旨、その理由その他必要な事項を記載した書面により、当該申請者に通知するものとする。ただし、特別の理由によりこの期限までに通知をすることのできないときは、その理由を付して、通知をする期限を当該申請者に通知するものとする。

第9条 削除

(指定工場等の設置許可の条件)

第10条 条例第29条第2号の規則で定める条件は、次の各号に掲げる条件とする。

(1) 次に掲げる条例又は告示に定める規制の対象となる指定工場等にあっては、当該規制の基準に適合すること。

ア 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）

イ 硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準（昭和52年大阪府告示第1322号）

ウ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）

エ 騒音規制法に基づく規制基準（平成17年東大阪市告示第21号）

オ 振動規制法に基づく規制基準（平成17年東大阪市告示第23号）

(2) 金属の表面処理加工又はめっきを行おうとするもののうち、塩酸、クロム酸又は加温されている硫酸を使用しようとするものにあっては、充てん塔型の吸収処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。

(3) プラスチック加工の用に供するロール（常温のロールを除く。）を使用しようとするものにあっては、バグフィルター若しくは燃焼式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。

(4) アクリル系樹脂を溶融しようとするものにあっては、燃焼式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。

(5) 汚水に係る有害物質を使用して事業活動を行おうとするもののうち、汚水に係る有害物質を含む排出水（指定工場等から水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）を排出しようとするものにあっては、次に掲げる事項を遵守すること。ただし、汚水に係る有害物質

を使用せずに事業活動を行うことができる方法がある場合には、汚水に係る有害物質を使用しないこと。

ア 汚水に係る有害物質を使用する事業活動に使用する設備等の構造、使用の方法等については、排出水に混入する汚水に係る有害物質の量が最少になるようにすること。

イ 汚水に係る有害物質を含む排出水の汚染状態が別表第4第1号から第4号までの表に規定する排水基準に適合するために必要な性能を有する処理施設を設置し、かつ、当該排出水を他の排出水と混合することなく排出する構造とすること。

(6) 汚水に係る有害物質以外の物質を含む排出水を排出しようとするもののうち、次に掲げるものにあっては、それぞれに定める処理施設を設置すること。

ア 生コンクリート製造業若しくはセメント製品製造業のうち洗浄施設を設置するもの又は電気めっき施設若しくは酸若しくはアルカリによる表面処理施設を設置するもの 電極による自動式中和処理施設及び沈殿処理施設又はこれと同等以上の性能を有する処理施設

イ ガソリンスタンド、自動車整備作業場、洗車場又は油による焼入施設を設置するもの 油分自動回収装置つき浮上分離処理施設又はこれと同等以上の性能を有する処理施設

(7) 他人に工場として使用させるための建築物にあっては、当該建築物の壁及び屋根にコンクリート材又はこれと同等以上の防音効果のある材料を使用するとともに、開口部にあっては、二重構造又はこれと同等以上の防音効果のある構造とし、かつ、換気設備を設置する場合は、給気口及び排気口について防音処理を施すこと。ただし、当該建築物において使用させる事業者を限定し、許可を受けようとする場合にあっては、当該事業者が排出する騒音が第1号アに掲げる条例及びエに掲げる告示に規定する基準に適合する建物構造とすること。

(8) 圧縮機、送風機、ボイラー又は固定型内燃機関を設置しようとするものにあっては、消音機又は吸音ダクト若しくはこれと同等以上の防音効果を有する施設を設けること。

(9) 洗車機、クーリングタワー等屋外作業又は屋外設置の施設を設置しようとするものにあっては、必要な限度の防音塀等を設けること。

(10) 液圧プレス、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)、せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)又は鍛造機を設置しようとするものにあっては、吊基礎又はこれと同等以上の防振の効果のある設備をし、基礎の部分を防振効果のある構造とすること。

(11) 別表第2振動の項に掲げる特定施設(液圧プレス、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)、せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)及び鍛造機を除く。)を設置しようとするものにあっては、防振ゴム又はこれと同等以上の防振効果のある設備をし、基礎の部分を防振効果のある構造とすること。

(12) 次に掲げる指定工場等を設置しようとするものにあっては、当該指定工場等の出入口が幅員6メートル(エに掲げるもののうち床面積の合計が1,000平方メートルを超

えるもの及び才に掲げるものにあっては、6.5メートル) 以上の道路に接し、かつ、必要な限度の空地その他自動車を駐車させるための場所を当該道路に面して確保すること。

ア 床面積の合計が500平方メートル以上の倉庫

イ ガソリンスタンド又は液化ガススタンド

ウ 敷地面積が500平方メートル以上の材料置場

エ 床面積の合計が500平方メートル以上の配送センター

オ 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラントを設置する工場

(13) 自動車整備作業に係る吹付塗装施設については、乾式ブース若しくは水洗式ブース又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。

(14) 汚水に係る有害物質又は酸若しくはアルカリを取り扱う施設を設置しようとするものにあっては、次に掲げる構造とすること。

ア 当該作業場（汚水に係る有害物質の貯蔵場所及び当該有害物質を含む原料等の貯蔵場所を含む。）の床面を樹脂塗料で塗装する等汚水又は廃液が地下に浸透しないもの

イ 汚水又は廃液が当該作業場以外の場所を汚染しないもの

(15) 生活環境を著しく阻害しないこと。

（指定工場等の変更に係る許可事項）

第11条 条例第31条第1項の規則で定める事項は、指定工場等の敷地若しくは建物の状況、特定施設、作業工程、公害防止の方法又は作業時間とする。

（指定工場等の変更に係る許可の申請等）

第12条 条例第31条第1項の許可を受けようとする者は、指定工場等変更許可申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、第7条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第8条の規定は、市長が第1項の規定による申請書の提出があった場合に準用する。

（許可手数料）

第13条 条例第32条第1項の規則で定める手数料の額は、次の表のとおりとする。

設置許可申請手数料	1件につき2,000円に、当該申請に係る指定工場等の施設が特定施設（公害防止を目的とするもので市長が別に定めるものを除く。）に該当するごとに1,000円を加算した額とし、50,000円を限度とする。
変更許可申請手数料	1件につき1,000円に、当該申請に係る指定工場等に新たに設置しようとする施設又は変更を加える施設が特定施設（公害防止を目的とするもので市長が別に定めるものを除く。）に該当するごとに1,000円を加算した額とし、50,000円を限度とする。

2 条例第32条第2項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、条例第28条第1項又は第31条第1項の許可を申請する際、許可申請手数料免除申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第14条 条例第33条の規定による氏名等の変更の届出は、氏名等変更届出書（様式第5）によつてしなければならない。

（指定工場等の廃止の届出）

第15条 条例第33条の規定による指定工場等の廃止の届出は、指定工場等廃止届出書（様式第6）によつてしなければならない。

（工事の完了の届出）

第16条 条例第34条第1項の規定による届出は、工事完了届出書（様式第7）によつてしなければならない。

（完了検査の合格通知）

第17条 市長は、条例第34条第2項の規定による検査をした結果、許可の内容及び条件に適合していると認めるときは検査合格通知書（様式第8）により、同条第1項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（指定工場等の承継の届出）

第18条 条例第35条第3項の規定による届出は、指定工場等承継届出書（様式第9）に承継の事実を証明する書類を添えてしなければならない。

（表示板の掲出）

第19条 条例第36条の規定による表示板の掲出は、表示板（様式第10又は様式第11）によつてしなければならない。

（工場等の事故の届出）

第20条 条例第37条第1項の規定による届出は、工場等事故届出書（様式第12）によつてしなければならない。

（復旧工事の完了の届出）

第21条 条例第37条第2項の規定による届出は、復旧工事完了届出書（様式第13）によつてしなければならない。

（作業上の留意事項等）

第22条 工場等を設置している者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 加熱炉、ボイラー等燃料を燃焼させる炉又は物を燃焼させる炉については、ばいじん及び窒素酸化物の発生を最少にするよう燃焼管理を充分に行うこと。
- (2) 鉱物、土砂、廃棄物その他粉じんを発生し、又は飛散するおそれのあるものを取り扱う工場等にあっては、次に掲げる事項
  - ア 鉱物、土砂等の取扱い等により発生する粉じんが飛散しないよう作業の管理を行うこと。
  - イ 鉱物、土砂等の堆積場は、粉じんが飛散しにくい建物内に設置し、防じんカバーで覆い、散水設備を設けて散水し、薬液を散布し、又は表層の締め固めを行うこと。
- (3) 原材料、製品等の取扱い等により発生する騒音及び振動を小さくするよう作業の管理を行なうこと。

第3章 地下水の採取の規制

（地下水の採取を規制する地域等）

第23条 条例第44条第1項ただし書に規定する規則で定める地域、用途及び技術的基準は、別表第5に定めるところによる。

(地下水採取の許可の申請等)

第24条 条例第45条第1項の規定による申請書の提出は、地下水採取許可申請書（様式第14）によつてしなければならない。

2 条例第44条第1項ただし書の許可は、地下水採取許可書（様式第15）を交付することによって行う。

(地下水採取の許可手数料)

第25条 条例第45条第2項の規則で定める手数料の額は、2,000円とする。

(氏名等の変更の届出)

第26条 条例第46条の規定による届出は、氏名住所変更届出書（様式第16）によつてしなければならない。

(地下水採取の許可の失効事由が発生した場合の届出)

第27条 条例第47条の規定による届出は、地下水採取許可失効事由発生届出書（様式第17）によつてしなければならない。

(揚水設備の承継の届出)

第28条 条例第48条第3項の規定による届出は、揚水設備承継届出書（様式第18）に承継の事実を証明する書類を添えてしなければならない。

(水量測定器等の設置等)

第29条 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートル以上の揚水設備により地下水を採取する者（以下「地下水採取者」という。）は、水量測定器（別表第5の1の項に掲げる地域において水稻栽培用として設置される揚水設備により地下水を採取する者（以下「水稻栽培用地下水採取者」という。）については、水量測定器及び水位測定器）を設置しなければならない。

2 前項の規定により設置する水量測定器は、次に掲げるもののうち揚水設備の構造、揚水時間等に応じ地下水の採取量を最も正確に測定できるものとする。

(1) 実測型水道メーター

(2) 接線流羽根車式水道メーター

(3) 副管付水道メーター

(4) 軸流羽根車式水道メーター

(5) ベンチュリー管分流式水道メーター

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の性能を有する水量測定器

3 第1項の規定により設置する水位測定器は、地下水の水位を正確に測定できるものとする。

4 地下水採取者は、市長が別に定めるところにより、第2項の水量測定器により測定した地下水の採取量（水稻栽培用地下水採取者については、同項の水量測定器により測定した地下水の採取量及び前項の水位測定器により測定した地下水の水位）を地下水採取量等報告書（様式第19）によつて市長に報告しなければならない。

#### 第4章 雜則

(身分証明書の様式)

第30条 条例第54条第2項の身分を示す証明書は、東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づく立入検査職員の証（様式第20）とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第54条第2項の身分を示す証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式の例によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定は昭和49年10月1日から、別表第5の(2)の表から同表の(4)の表までの各表の施行の日の欄に施行の日の定めのあるものについては、当該施行の日から施行する。

（指定工場等の既設の届出）

2 条例附則第2条第1項の規定による届出は、昭和48年12月27日までに指定工場等既設届出書によつてしなければならない。

（揚水施設の既設の届出）

3 条例附則第3条第1項の規定による届出は、昭和48年12月27日までに揚水施設既設届出書によつてしなければならない。

（受理書）

4 市長は、前2項の届出を受理したときは、当該届出をした者に受理書を交付するものとする。

附 則（昭和51年10月25日規則第55号）

1 この規則は、昭和51年11月1日から施行する。

2 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の工場等の排出水に係る排出基準のうち、その排出水について適用される改正後の東大阪市公害防止条例施行規則（以下「規則」という。）別表第5の(3)の2汚水に係る排水基準—2に掲げる排水基準としての許容限度の数値が、この規則が施行されないとしたならば当該排出水について適用されるべき改正前の規則別表第5の(3)汚水に係る排水基準に掲げる排水基準としての許容限度の数値より大きい場合における当該排水基準については、改正後の規則別表第5の(3)の2汚水に係る排水基準—2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和52年2月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月25日規則第18号）

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則（平成2年4月28日規則第17号抄）

1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成3年6月29日規則第56号）

1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請が行われる東大阪市公害防止条例（昭和48年東大阪市条例第9号。以下「条例」という。）第28条第1項に規定する許可（以下「設置許可」という。）又は条例第31条第1項に規定する許可（以下「変

更許可」という。)から適用し、同日前に申請が行われた設置許可又は変更許可については、なお従前の例による。

- 3 新規則第23条の規定は、施行日以後に申請の行われる条例第44条第1項ただし書に規定する許可について適用し、同日前に申請が行われた同項ただし書に規定する許可については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表第4の規定により新たに指定工場等となる工場等（次項に規定するものを除く。）のうちこの規則の施行の際、現に設置されている工場等については、設置許可を受けたものとみなす。この場合において、当該工場等の設置者は、平成3年10月31日までに別に定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 5 指定工場等でこの規則の施行の際、現に倉庫として設置許可を受けているもののうち新規則の規定を適用した場合において配送センターとなるものについては、配送センターとして設置許可を受けたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際、現に設置許可を受けている生コンプレント工場及び前項の規定により倉庫のうち配送センターとして設置許可を受けたものとみなされるものに係る施行日以後の変更許可については、新規則第10条第13号の規定中「幅員6メートル（工に掲げるもののうち床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの及びオに掲げるものにあっては、6.5メートル）」とあるのは、「幅員6メートル」とする。

#### 附 則（平成5年3月15日規則第4号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市公害防止条例施行規則別表第4の規定により新たに指定工場等となる自動車駐車場のうちこの規則の施行の際現に設置されている自動車駐車場（設置の工事をしている自動車駐車場を含む。）については、東大阪市公害防止条例（昭和48年東大阪市条例第9号）第28条第1項に規定する許可を受けたものとみなす。この場合において、当該自動車駐車場の設置者は、平成5年7月30日までに別に定めるところにより市長に届け出なければならない。

#### 附 則（平成5年8月2日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成9年4月30日規則第29号）

この規則は、平成9年5月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年1月5日規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

#### 附 則（平成13年3月31日規則第20号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年6月5日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則第10条第11号及び第12号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された東大阪市生活環境保全等に関する条例（昭和48年東大阪市条例第9号。以下「条例」という。）第28条第1項及び第31条第1項の許可について適用し、施行日前に申請された条例第28条第1項及び第31条第1項の許可については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日規則第36号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日規則第7号）

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に東大阪市生活環境保全等に関する条例（昭和48年東大阪市条例第9号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定による許可を受けている者（条例附則第2条第2項の規定により許可を受けた者とみなされた者を含む。）に係る条例第36条の規定による表示板の掲出については、改正後の第19条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和元年6月28日規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第50号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月17日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月2日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和6年2月1日規則第2号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（指定工場等の設置許可等に係る経過措置）

第2条 改正後の第10条第5号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる設置許可又は変更許可の申請に係る指定工場等について適用する。

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に指定工場等の設置許可又は変更許可を申請しようとする者の納付すべき手数料の額の算出について適用する。

（工場等の規制に係る経過措置）

第3条 改正後の別表第4第1号の表に規定するジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物並びに1,4-ジオキサンに係る排水基準は、この規則の施行の際既に設置されている指定工場等における排出水については、施行日から1年間は、適用しない。

2 この規則の施行の際現に改正前の別表第5第3号の表に規定するカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒(ひ)素及びその化合物、トリクロロエチレン、四塩化炭素、弗(ふつ)素含有量並びに亜鉛含有量に係る排水基準の適用を受けている指定工場等については、施行日から1年間は、引き続き同表に規定する規制基準に適合する限り、改正後の別表第4第1号の表に規定するカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、

砒(ひ)素及びその化合物、トリクロロエチレン、四塩化炭素並びにふっ素及びその化合物並びに同別表第2号の表に規定する亜鉛含有量に係る排水基準に適合するものとみなす。

(地下水の採取の規制に係る経過措置)

第4条 改正後の別表第5備考4及び5の規定は、施行日以後に新たに設置しようとする揚水設備について適用する。

附 則（令和6年3月29日規則第43号）

(施行期日)

1 この規則中別表第4第1号の表の改正規定は令和6年4月1日から、同別表第2号の表の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(排水基準に係る経過措置)

2 別表第4第1号の表の改正規定（以下「改正規定」という。）の施行の際現に改正前の同表（以下「旧別表第4第1号の表」という。）に規定する六価クロム化合物に係る排水基準の適用を受けている指定工場等については、改正規定の施行の日から1年間は、引き続き旧別表第4第1号の表に規定する規制基準に適合する限り、改正後の別表第4第1号の表に規定する六価クロム化合物に係る排水基準に適合するものとみなす。

別表第1（第2条第1号ウ関係）

- 1 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条各号に掲げる物質
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号。以下「府条例施行規則」という。）別表第1に掲げる物質（1の項に掲げる物質を除く。）

別表第2（第2条第3号・第10条第11号関係）

公害の原因となる物質等の区分	特定施設
ばい煙 いおう酸化物	大気汚染防止法施行令第2条に規定する施設
ばいじん	(1) 大気汚染防止法施行令第2条に規定する施設 (2) 府条例施行規則別表第3第1号の表に規定する施設
別表第1に掲げる物質	(1) 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）別表第3の第3欄に掲げる施設 (2) 大気汚染防止法施行規則別表第3の2の第2欄に掲げる施設 (3) 府条例施行規則別表第3第2号の表に規定する施設（同表備考に掲げる施設を除く。）
粉じん	(1) 大気汚染防止法施行令第3条に規定する施設 (2) 府条例施行規則別表第3第3号の表に規定する施設（同表備考に掲げる施設を除く。）
汚水・廃液	(1) 水質汚濁防止法施行令第1条に規定する施設 (2) 府条例施行規則第24条に規定する施設
騒音	(1) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第1条に規定する施設 (2) 府条例施行規則別表第19第1号の表に掲げる施設（同表備考に規定する施設を除く。）
振動	(1) 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第1条に規定する施設 (2) 府条例施行規則別表第19第2号の表に掲げる施設（同表備考に規定する施設を除く。）

別表第3（第3条関係）

- 1 定格出力の合計が 2.25 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場
- 2 定格出力の合計が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満の原動機を使用する物品の製造若しくは加工又は作業で次に掲げるものを行う工場
  - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆、製袋、製綿（再製綿を含む。）、製網又は裁断
  - (2) 印刷又は製本
  - (3) 金属の打抜き、型絞り又は切断
  - (4) より線若しくは金網の製造又は直接機を使用する金属線の加工
  - (5) つき機、から機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
  - (6) 木材、石材若しくは合成樹脂のひき割り又は木材のかんな削り若しくは裁断
  - (7) 合板の加工
  - (8) セメント製品の製造
  - (9) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（セルロイド及びエボナイトを含む。）の研磨
  - (10) ガラスの加工
- 3 次に掲げる物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場
  - (1) 金属綿材（管を含む。）の引抜き
  - (2) 鉄釘類又は鋼球の製造
  - (3) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
  - (4) 金属のつき打ち加工又は電動工具若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鉛打
  - (5) 金属の表面処理、表面加工又はめっき
  - (6) 研磨機を使用する研磨（工具用研磨機を除く。）
  - (7) 乾燥油又は溶剤を用いる防水紙布又は絶縁紙布の製造
  - (8) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
  - (9) 合成樹脂の加熱加工又はめっき
  - (10) 金属の溶融又は精練（貴金属の精練又は活字の鋳造を除く。）
  - (11) 金属の熱処理
  - (12) アスファルト、コールタル、木タル、石油蒸溜(りゅう)産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
  - (13) 墨、懐炉灰、豆炭又はれん炭の製造
  - (14) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造又は加工
  - (15) 油脂の採取若しくは加工又はせっけんの製造
  - (16) 肥料の製造
  - (17) 無機化学薬品又は有機化学薬品の製造又は加工
  - (18) 亜硫酸ガス又は亜硫酸水を用いる物品の加工
  - (19) 合成樹脂の再成又は酸若しくはアルカリによる処理
  - (20) ドラム缶その他の空缶の再生

(21) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革のなめし若しくは染色

(22) 医薬品の製造又は加工

(23) 農薬の製造又は加工

(24) 香料又は化粧品の製造又は加工

(25) 写真感光材料の製造又は加工

(26) 廃油又は溶剤の再生

(27) 吹付塗装

(28) 食料品の製造

(29) アスベスト製品の製造又は加工

4 次に掲げる事業場

(1) 自動車駐車場

(2) ガソリンスタンド又は液化ガススタンド（固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するものをいう。）

(3) 洗車場（動力を使用するものに限る。）

(4) スクラップ処理場（作業面積が 100 平方メートル未満のものを除く。）

(5) セメントサイロ（セメント袋詰の作業が行われるものに限る。）

(6) 材料置場

(7) 化製場又は死亡獣畜取扱場

(8) 牲畜場

(9) 畜舎（面積が鶏舎にあっては 150 平方メートル未満、豚房にあっては 50 平方メートル未満、牛房にあっては 200 平方メートル未満、馬房にあっては 500 平方メートル未満のものを除く。）

(10) ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの並びに日本産業規格 B 8201 及び B 8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル未満のものを除く。）を有する事業場

(11) 石材加工場

(12) 青写真的作成の用に供する施設を有する作業場

(13) 写真的作成の用に供する自動式洗浄施設を有する作業場

(14) 倉庫又は配送センター（床面積の合計が 100 平方メートル未満のものを除く。）

(15) 洗濯業の用に供する施設を有する作業場

(16) 自動車整備作業場

(17) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場

5 工場の用に供する建築物

(1) 他人に工場として使用させるための建築物

別表第4（第4条・第10条第5号イ関係）

## (1) 汚水に係る排水基準—1

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアノ化合物	1リットルにつきシアノ1ミリグラム
有機燐(りん)化合物	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1リットルにつき砒(ひ)素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

## 備考

- 1 この表の基準は、排出水を排出する指定工場等であって、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第3項に規定する届出事業場（以下「届出事業場」と

いう。)に該当する指定工場等以外のものに適用する。

- 2 指定工場等に2以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの表の基準を適用する。
- 3 この表において「有機燐(りん)化合物」とは、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)をいう。
- 4 この表に掲げる数値の検定の方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。
- 5 この表において「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の規定に基づき排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 6 測定しようとする汚水は、原則として指定工場等の敷地の最外壁の排水口において採水したものとする。

## (2) 汚水に係る排水基準—2

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8以上8.6以下
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5(昭和49年11月1日以後に新設又は増設され、1日の排出水の量が50立方メートル以上の指定工場等にあっては、1)
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均800

### 備考

- 1 この表の基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上の指定工場等(排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第2若しくは水質

汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例別表第6号の表の適用を受ける特定事業場又は府条例施行規則別表第13第5号の表の適用を受ける届出事業場に該当するものを除く。以下この備考において同じ。)に適用する。ただし、水素イオン濃度に係る基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の指定工場等についても適用する。

- 2 この表において「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 前号の表備考2、4及び6の規定は、この表について準用する。

(3) 汚水に係る排水基準—3

色	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと。
---	--------------------------

備考

- 1 この表の基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上の指定工場等(府条例施行規則別表第13第5号の表の適用を受ける届出事業場及び府条例施行規則別表第14の適用を受ける特定事業場に該当するものを除く。)に適用する。
- 2 第1号の表備考2及び6の規定は、この表について準用する。

(4) 汚水に係る排水基準—4

業種	区分 1日当たりの平均的な排出水の量(単位 立方メートル)	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量(1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量(1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(1リットルにつきミリグラム)	
		許容限度		許容限度		許容限度	
		日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類	動植物油脂類
昭和49年11月1日に既に設置されている指定工場等(同日において既に)	飲料・飼料製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5 30
		50以上200未満	80	100	100	120	5 30
		200以上1,000未満	60	80	80	100	5 30
		1,000以上5,000未満	30	40	60	80	4 20
		5,000以上	25	30	50	65	3 10
	繊維工業	20以上50未満	120	150	150	200	5 30
		50以上200未満	100	120	120	150	5 30
		200以上1,000未満	70	90	100	120	5 30
		1,000以上5,000	40	50	70	90	4 20

着工されてい るもの を含む。)	未満							
	5,000以上	25	30	50	65	3	10	
	パルプ・ 紙・紙加工品製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上1,000未満	80	100	120	150	5	30
		1,000以上5,000未満	50	65	90	110	4	20
		5,000以上	30	40	60	80	3	10
	化学工業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30
		50以上200未満	80	100	100	120	5	30
		200以上1,000未満	60	80	80	100	5	30
		1,000以上5,000未満	40	50	60	80	4	20
		5,000以上	30	40	40	50	3	10
鉄鋼業、 非鉄金属 製造業、 金属製品 製造業又 は機械器 具製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	
	50以上200未満	60	80	120	150	5	30	
	200以上1,000未満	35	45	70	90	5	30	
	1,000以上2,000未満	35	45	70	90	4	20	
	2,000以上5,000未満	20	25	60	80	4	20	
	5,000以上	10	15	40	50	3	10	
石油製品・石炭 製品製造業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	
	50以上500未満	50	65	120	150	5	30	
	500以上1,000未満	30	40	80	100	5	30	
	1,000以上5,000未満	30	40	80	100	4	20	
	5,000以上	10	15	40	50	3	10	
なめし革・同製 品・毛皮 製造業、 死亡獣畜 取扱業、 と畜場、 畜産農業 又は家畜	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	
	50以上1,000未満	120	150	120	150	5	30	
	1,000以上5,000未満	120	150	120	150	4	20	
	5,000以上	120	150	120	150	3	10	

	飼養施設 を設置す るサービ ス業							
ガス業	20以上50未満	50	65	150	200	5	30	
	50以上1,000未満	50	65	50	65	5	30	
	1,000以上5,000 未満	50	65	50	65	4	20	
	5,000以上	50	65	50	65	3	10	
洗濯業	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	
	50以上1,000未満	100	120	120	150	5	30	
	1,000以上5,000 未満	100	120	120	150	4	20	
	5,000以上	100	120	120	150	3	10	
その他の 業種	20以上50未満	120	150	150	200	5	30	
	50以上200未満	80	100	120	150	5	30	
	200以上1,000未 満	50	65	90	110	5	30	
	1,000以上5,000 未満	30	40	70	90	4	20	
	5,000以上	25	30	60	80	3	10	
昭和49年11月1日後 において新設 又は増設され た指定工場等 (昭和49年11 月1日におい て既に着工さ れているもの を除)	全ての業種	20以上200未満	20	25	50	65	4	10
		200以上1,000未 満	15	20	50	65	4	10
		1,000以上5,000 未満	15	20	50	65	3	10
		5,000以上	5	10	20	25	2	5

く。)							
-----	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表の基準のうち、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る基準については排水基準を定める省令別表第2の適用を受ける特定事業場に該当する指定工場等以外の指定工場等に、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る基準については同省令別表第2の適用を受ける特定事業場又は府条例施行規則別表第13第4号の表の適用を受ける届出事業場に該当する指定工場等以外の指定工場等に適用する。
- 2 第1号の表備考2、4及び6並びに第2号の表備考2の規定は、この表について準用する。

別表第5（第23条・第29条第1項関係）

	地域	用途	揚水機の吐出口の断面積 (単位 平方センチメートル)	井戸のストレーナーの位置 (単位 地表面下メートル)	井戸の深さ (単位 地表面下メートル)
1	本市の区域のうち恩智川以西の地域（鷹殿町の地域を除く。）	水稻栽培用	8.1以下	100以深350以浅	
		農林水産用	21以下	350以深	
		温泉用	21以下	600以深	
		環境用	46以下		15以浅
		非常用			
2	本市の区域のうち旧国道170号以西の地域で恩智川以東の地域及び恩智川以西の鷹殿町の地域	農林水産用	46以下	100以深	
		温泉用	21以下	450以深	
		環境用	46以下		15以浅
		非常用			
3	本市の区域のうち市道石切西16号線との交点以北の旧国道170号、その交点から市道石切東16号線との交点までの市道石切西16号線、その交点から近畿日本鉄道株式会社奈良線との交会点までの市道石切東16号線、その交会点から旧国道170号との交会点までの近畿日本鉄道株式会社奈良線及びその交会点以南の旧国道170号以東の地域	非常用			
		非常用を除く全てのもの	46以下		
4	本市の区域のうち前3項に定める地域以外の地域	非常用			
		工業用	6 を超え46以下	100以深	
			6 以下		
		非常用及び工業用を除く全てのもの	46以下		

## 備考

- 1 この表において「水稻栽培用」とは、水稻の栽培の用に供するものをいう。
- 2 この表において「農林水産用」とは、水稻の栽培その他の農作物の栽培、家畜の飼育、木材の生産のための樹木の植林等、魚介等の生産その他の農林水産の用に供するものをいう。
- 3 この表において「温泉用」とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉で、同法第3条第1項の規定による許可を受けたもののうち公共の浴用に供するものをいう。
- 4 この表において「環境用」とは、河川、公園、緑地等の修景等の用に供するもので、国又は地方公共団体が設置するもの及び生活環境保全等又は環境教育の用に供するもので、市長が必要と認めるものをいう。
- 5 この表において「非常用」とは、地震その他の災害により上水道等の給水が停止した場合の用水に供するために国又は地方公共団体が設置するもの及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する指定避難所に設置するものをいう。
- 6 この表において「工業用」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業の用に供するものをいう。

(表)

様式第1 (第7条関係)

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 指定工場等設置許可申請書

東大阪市生活環境保全等に関する条例第28条第1項の規定により、許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

指定工場等	名 称		
	所在地 東大阪市		
用 途 地 域		排 水 等	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )
業 种			
主 要 生 产 品 目			
資 本 金	円	作 業 時 間	時 分から 時 分まで
自動車の出入口が接する道路の幅員	m	50メートル以内の学校・病院の所在の有無	有( )・無( )
従 業 員 数	人	公害防止担当部課名 (責任者氏名)	( )
工事着工予定日	工事完成予定日		
※許可申請手数料欄	申請1件につき……………2,000円 特定施設1件につき1,000円× 件= 円		合計 円
申 請 書 取 扱 者	住 所	電話番号 (担当)	
	氏 名		

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

- 2 「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。
- 3 「業種」欄には、日本標準産業分類のうち、中分類に該当する業種又はこれに準ずる業種を記入すること。
- 4 「公害防止担当部課名」欄の「(責任者氏名)」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

建物の配置		敷地面積		m <sup>2</sup>
敷地・建物の棟別用途・階数・構造・面積	建物番号			
	用途			
	階数			
	構造			
	建築面積 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	床面積 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	作業場面積 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
施設	施設番号			
	種類			
	公称能力			
	動力 (kW)			
	台数			
	構造・配置・使用方法			
動力用電力		総用水量	取水方法	総排水量
		m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup> /日
燃料使用量	(A、B、C)重油	( )ガス	灯油	その他
	リッ/日	m <sup>3</sup> /日 kg/日	リッ/日	
作業の工程				
屋外作業				
産業廃棄物の処理概要				



指定工場等 設置許可第  
変更 号

指定工場等 設置許可書  
変更

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった指定工場等の設置について、東大阪市生活環境保全等に関する条例第28条第31条第1項の規定により許可します。

東大阪指令 第 号

年 月 日

東大阪市長

印

許可条件

(表)

様式第3 (第12条第1項関係)

年　月　日
(あて先) 東大阪市長
住 所
氏 名
(電話 )

## 指定工場等変更許可申請書

東大阪市生活環境保全等に関する条例第31条第1項の規定により、許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

指定工場等	許可番号 年月日	第 号	年 月 日	
	名 称			
	所 在 地	東大阪市		
用 途 地 域		排 水 等	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
業 种				
主 要 生 产 品 目				
資 本 金	円	作 業 時 間	時 分から 時 分まで	
自動車の出入口が接する道路の幅員	m	50メートル以内の学校・病院の所在の有無	有( )・無( )	
従 業 員 数	人	公害防止担当部課名 (責任者氏名)	( )	
工事着工予定日		工事完成予定日		
※許可申請手数料欄	申請1件につき……………1,000円 特定施設1件につき1,000円× 件= 円		合計 円	
申 請 書 取 扱 者	住 所	電話番号 (担当)		
	氏 名			

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

- 2 「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。
- 3 「業種」欄には、日本標準産業分類のうち、中分類に該当する業種又はこれに準ずる業種を記入すること。
- 4 「公害防止担当部課名」欄の「(責任者氏名)」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

(裏)

変更事項*		敷地又は建物の状況		特定施設	作業工程	公害防止の方法	作業時間
敷地又は建物の状況		変更前			変更後		
	敷地面積				$m^2$		
	建物番号						
	用途						
	階数						
	構造						
	建築面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$
	床面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$
変更施設	作業場面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$	$m^2$
	新設・廃止 変更・移設等						
	施設番号						
	種類						
	公称能力						
	動力(kw)						
	台数						
構造・配置・ 作業の種類及び 方法・公害防 止の方法							
総排水量		変更前		$m^3/日$	変更後		
作業の工程・公害 防止の方法・作業 時間の変更の概要		変更前			変更後		

\*「変更事項」欄は、該当するものを○で囲むこと。

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 許可申請手数料免除申請書

東大阪市生活環境保全等に関する条例第32条第2項の規定により、指定工場等設置（変更）許可申請手数料の免除を受けたいので、東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

免除申請理由	<input type="checkbox"/> 条例第32条第2項第1号に該当するため
	<input type="checkbox"/> 条例第32条第2項第2号に該当するため (申請概要： )

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 氏名等変更届出書

\_\_\_\_\_を変更したので、東大阪市生活環境保全等に関する  
条例第33条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第	号	年　月　日
指定工場等の名称			
指定工場等の所在地	東大阪市		
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更日			
変更の理由			

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 指 定 工 場 等 廃 止 届 出 書

指定工場等を廃止したので、東大阪市生活環境保全等に関する条例第33条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第 号	年 月 日
指定工場等の名称		
指定工場等の所在地	東大阪市	
廃 止 年 月 日		
廃 止 の 理 由		
移 転 先 の 所 在 地		

※受付欄（この欄は記入しないこと）

備考 「移転先の所在地」欄は、工場等の廃止の理由が移転である場合に、その移転先の所在地を記入すること。

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 工 事 完 了 届 出 書

指定工場等の設置（変更）の工事が完了したので、東大阪市生活環境保全等に関する条例第34条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第 号	年 月 日
指定工場等の名称		
指定工場等の所在地	東大阪市	
工事完了年月日		

受付欄（この欄は記入しないこと）

東大阪 第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

東大阪市長

印

### 検査合格通知書

次の指定工場等の設置（変更）について、東大阪市生活環境保全等に関する条例第34条第2項の規定に基づき、 年 月 日に検査をした結果、許可の内容及び条件に適合していると認め、合格と決定したので通知します。

指定工場等の名称			
氏名（代表者名）			
指定工場等の所在地	東大阪市		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話

)

## 指 定 工 場 等 承 繼 届 出 書

東大阪市生活環境保全等に関する条例第28条第1項の許可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、同条例第35条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第	号	年　月　日
指定工場等の名称			
指定工場等の所在地	東大阪市		
承継年月日			
被承継人	氏名又 は名称		
	住 所		
承継の原因	1.譲受け 2.借受け 3.相続 4.合併 5.分割		

※受付欄（この欄は記入しないこと）

備考 「承継の原因」欄は、該当するものを○で囲むこと。

許可第 号

東大阪市生活環境保全等に関する条例

許 可 工 場

東大阪市

許可年月日 年 月 日

許可第 号

東大阪市生活環境保全等に関する条例

# 許可事業場

東大阪市

許可年月日 年 月 日

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 工 場 等 事 故 届 出 書

工場等の施設について事故が発生したので、東大阪市生活環境保全等  
に関する条例第37条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第 号	年 月 日
工場等の名称		
工場等の所在地	東大阪市	
事故発生施設名		
事故発生施設の設置場所		
事故発生の日時・状況		
事故について講じた、または講じようとする応急措置の方 法		
事故についての復旧工事の方法・完了予定日		

備 考

年　月　日

（あて先）東大阪市長

住 所

氏 名

（電話

）

## 復旧工事完了届出書

事故についての復旧工事が完了したので、東大阪市生活環境保全等  
に関する条例第37条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第	号	年　月　日
工場等の名称			
工場等の所在地	東大阪市		
事故発生施設名			
事故発生日時			
事故届出年月日			
事故復旧工事完了の 日 時			
事故について講じた措置 及び復旧工事概要			

備 考

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 地 下 水 採 取 許 可 申 請 書

東大阪市生活環境保全等に関する条例第44条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

揚水設備の名称			
揚水設備の所在地	東大阪市		
地下水の用途			
業種・作業の種類			
主要生産品目			
資本金	円	従業員数	人
揚水設備の構造及び 使 用 計 画 等			
着工予定日		完成予定日	



地下水採取許可第 号

## 地下水採取許可書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった地下水の採取について、  
東大阪市生活環境保全等に関する条例第44条第1項ただし書の規  
定により許可します。

東大阪指令 第 号

年 月 日

東大阪市長

印

許可条件

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 氏名住所変更届出書

\_\_\_\_\_を変更したので、東大阪市生活環境保全等に関する  
条例第46条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第	号	年　月　日
揚水設備の名称			
揚水設備の所在地	東大阪市		
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更日			
変更の理由			

年　月　日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

(電話 )

## 地下水採取許可失効事由発生届出書

地下水採取許可に係る失効事由が生じたので、東大阪市生活環境保全等に関する条例第47条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

揚水設備の名称			
揚水設備の所在地	東大阪市		
許可番号・年月日	第	号	年　月　日
失効事由			
失効事由が生じた 原因			

※受付欄（この欄は記入しないこと）

年　月　日

（あて先）東大阪市長

住 所

氏 名

（電話　　）

## 揚水設備承継届出書

東大阪市生活環境保全等に関する条例第44条第1項ただし書の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第48条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可番号・年月日	第	号	年　月　日
揚水設備の名称			
揚水設備の所在地	東大阪市		
承継年月日			
被承継人	氏名		
	住所		
承継の原因	1.譲受け 2.借受け 3.相続 4.合併 5.分割		

※受付欄（この欄は記入しないこと）

備考 「承継の原因」欄は、該当するものを○でかこむこと。

年　月　日

（あて先）東大阪市長

住 所

氏 名

（電話　　）

## 地 下 水 採 取 量 等 報 告 書

東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則第29条第4項の規定に基づき、  
地下水の採取量等を次のとおり報告します。

揚水設備の名称			
揚水設備の所在地	東大阪市		
許可番号・年月日	第	号	年　月　日
採取量等			

※受付欄（この欄は記入しないこと）

(表)

様式第20（第30条関係）

	第 号
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づく立入検査職員の証	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
東大阪市長	

(裏)

東大阪市生活環境保全等に関する条例（抜き）

（立入検査等）

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場等、建設工事現場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、施設その他の物件及びその場所で行なわれている行為の状況を調査若しくは検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第61条 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

（2）第54条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者



## 参考



参考(規則第13条関係)

東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第13条の表における「公害防止を目的とするもので市長が別に定める」とされている特定施設については、以下のとおりとする。

規則別表第2のうち、公害防止を目的とする施設又はその付帯施設であって、次の表に掲げる特定施設

公害の原因となる物質等の区分	特定施設
汚水・廃液	(1) 水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する施設のうち、次の施設 ア 11号ホ、18号の3イ 水洗式脱臭施設 イ 23号ル、24号ニ、26号ホ、27号ヌ、32号ニ、33号リ、35号ハ、36号口、37号タ、46号ニ、47号ホ、53号口、62号ホ、63号ホ、63号の3 廃ガス洗浄施設 ウ 24号ホ、27号ル、33号ヌ、36号ハ、61号ホ、62号ヘ 湿式集じん施設 エ 71号の2イ 洗浄施設(廃ガス洗浄施設に限る。) (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に規定する施設のうち、次の施設 ア 7号 廃ガス洗浄施設 イ 9号ハ 湿式集じん施設
騒音	(1) 騒音規制法施行令別表第1に規定する施設のうち、次の施設 2号 空気圧縮機及び送風機 (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19第1号の表に掲げる施設(同表備考に規定する施設を除く。)のうち、次の施設 ア 2号 圧縮機及び送風機 イ 16号 遠心分離機 ウ 17号 集じん装置 エ 18号 かくはん機 オ 21号 冷凍機及び空調機(空調機に限る。)※ カ 22号 クーリングタワー キ 25号 オイルバーナ
振動	(1) 振動規制法施行令別表第1に規定する施設のうち、次の施設 2号 圧縮機 (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19第2号の表に掲げる施設(同表備考に規定する施設を除く。)のうち、次の施設 ア 2号 圧縮機 イ 13号 遠心分離機

※ 空調機(エアコン)の設置により夏季に工場等の開口部を閉鎖して操業することが可能となるため、公害(騒音)防止を目的とした施設として判断するもの。

参考(別表第2関係)

・ばい煙(いおう酸化物に係る特定施設、ばいじんに係る特定施設(1))

「大気汚染防止法施行令第2条に規定する施設」

項	用途	施設種類	規模※
1	すべて	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃焼能力(50L/時以上)
2	水性ガス、油ガスの発生	ガス発生炉 加熱炉	原料として使用する石炭・コークスの処理能力(20t/日以上) 燃焼能力(50L/時以上)
3	金属精錬、無機化学工業品の製造	ばい焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 煅(か)焼炉 ただし、14 項を除く	処理能力(1t/時以上)
4	金属精錬	溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転炉 平炉 ただし、14 項を除く	
5	金属精製、鋳造	溶解炉 ただし、こしき炉、14 項、24~26 項を除く	
6	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	加熱炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 羽口面断面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA 以上)
7	石油製品、石油化学製品の製造 コールタール製品の製造	加熱炉	
8	石油精製	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力(200kg/時以上)
8の2	すべて	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力(6L/時以上)
9	窯業製品製造	焼成炉 溶融炉	
10	無機化学工業品の製造 食料品の製造	反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む) 直火炉 ただし、26 項を除く	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA 以上)
11	すべて	乾燥炉 ただし、14 項、23 項を除く	
12	製銑 製鋼 合金鉄、カーバイドの製造	電気炉	変圧器容量(1000kVA 以上)
13	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積(2m <sup>2</sup> 以上) 焼却能力(200kg/時以上)

項	用途	施設種類	規模※
14	銅、鉛、亜鉛の精錬	ばい焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力(0.5t/時以上) 火格子面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 羽口面断面積(0.2m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(20L/時以上)
15	カドミウム系顔料の製造 炭酸カドミウムの製造	乾燥施設	容量(0.1m <sup>3</sup> 以上)
16	塩素化工チレンの製造	塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力(50kg/時以上)
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽	
18	活性炭製造	反応炉 ただし、塩化亜鉛を使用するものに限る	燃焼能力(3L/時以上)
19	化学製品製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸收施設 ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り16~18項及び密閉式のものを除く	原料として使用する塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力(50kg/時以上)
20	アルミニウムの精錬	電解炉	電流容量(30kA以上)
21	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	原料として使用する燐鉱石の処理能力(80kg/時以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA以上)
22	フツ酸の製造	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設 ただし、密閉式のものを除く	伝熱面積(10m <sup>2</sup> 以上) ポンプ動力(1kW以上)
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	反応施設 乾燥炉 焼成炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	処理能力(80kg/時以上) 火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(50L/時以上)
24	鉛合金の製造を含む 鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造	溶解炉	燃焼能力(10L/時以上) 変圧器容量(40kVA以上)
25	鉛蓄電池製造	溶解炉	燃焼能力(4L/時以上) 変圧器容量(20kVA以上)
26	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量(0.1m <sup>3</sup> 以上) 燃焼能力(4L/時以上) 変圧器容量(20kVA以上)
27	硝酸の製造	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力(100kg/時以上)

項	用途	施設種類	規模※
28	すべて	コークス炉	処理能力(20t/日以上)
29	すべて	ガスタービン	
30	すべて	ディーゼル機関	燃焼能力(50L/時以上)
31	すべて	ガス機関	
32	すべて	ガソリン機関	燃焼能力(35L/時以上)

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

・ばい煙(ばいじんに係る特定施設(2))

「府条例施行規則別表第3第1号の表に規定する施設」

用途	項	施設種類	規模※
食料品の製造	1	反応炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満)
	2	直火炉	変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	3	加熱炉	火格子面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
無機化学工業品の製造	4	ばい焼炉	処理能力(1t/時未満)
	5	焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	
	6	煅(か)焼炉	
	7	反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含み鉛系顔料製造用を除く)	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満)
	8	直火炉	変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	9	加熱炉	火格子面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
カーバイドの製造	10	電気炉	変圧器容量(1000kVA 未満)
窯業製品の製造	11	焼成炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満)
	12	溶融炉	変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	13	加熱炉	火格子面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛の精錬を除く)	14	ばい焼炉	処理能力(1t/時未満)
	15	焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	
金属の精錬	16	煅(か)焼炉	
金属の精製又は鋳造 以下を除く こしき炉 銅・鉛・亜鉛の精錬 鉛の第二次精錬 (鉛合金製造を含む) 鉛の管・板・線の製造 鉛蓄電池の製造 鉛系顔料の製造用溶解炉・反射炉	17	溶解炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満) 羽口面断面積 (0.5m <sup>2</sup> 未満)
金属製錬 合金の製造	18	溶解炉	火格子面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
金属の鍛造	19		火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満)

用途	項目	施設種類	規模※
金属の圧延		加熱炉	燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
金属・金属製品の熱処理			
金属・金属製品の溶融めつき	20	加熱炉	火格子面積(0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
製銑 製鋼 合金鉄の製造	21	電気炉	変圧器容量(1000kVA 未満)
金属の精製 金属の製鍊 合金の製造	22	電気炉	すべて
すべて (銅・鉛・亜鉛の精鍊用を除く)	23	乾燥炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
すべて	24	廃棄物焼却炉	焼却能力 (100kg/時以上 200kg/時未満) 火格子面積 (1m <sup>2</sup> 以上2m <sup>2</sup> 未満)

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

・ばい煙(別表第1に掲げる物質特定施設(1))

「大気汚染防止法施行規則別表第3の第3欄に掲げる施設」

(※ 大気汚染防止法施行令別表第1における項番号)

### 1. カドミウム及びその化合物

項(※)	用途	施設名
9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの)	焼成炉
		溶融炉
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙焼炉
		焼結炉(ペレット焼成炉含む)
		溶鉱炉(溶鉱用反射炉含む)
		転炉
		溶解炉
		乾燥炉
15	カドミウム系顔料 炭酸カドミウム	乾燥施設

### 2. 塩素

項(※)	用途	施設名
16	塩素化工チレンの製造	塩素急速冷却施設
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽
18	活性炭の製造	反応炉
19	化学製品の製造	塩素反応施設
		塩化水素反応施設
		塩化水素吸收施設

### 3. 塩化水素

項(※)	用途	施設名
13	すべて	廃棄物焼却炉
16	塩素化工チレンの製造	塩素急速冷却施設
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽
18	活性炭の製造	反応炉
19	化学製品の製造	塩素反応施設
		塩化水素反応施設
		塩化水素吸收施設

#### 4. 弗素、弗化水素及び弗化珪素

項(※)	用途	施設名
9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの)	焼成炉
		溶融炉
20	アルミニウムの精錬	電解炉 ※電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造	反応施設 (過磷酸又は重過磷酸石灰の製造の用に供する物を除く)
		反応施設 (過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る)
		濃縮施設
		焼成炉
		溶解炉 (磷酸質肥料の製造の用に供する物を除く)
		溶解炉のうち電気炉 (磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る)
		溶解炉のうち平炉 (磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る)
22	弗酸の製造	凝縮施設 吸收施設 蒸留施設
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造	反応施設
		乾燥炉
		焼成炉

#### 5. 鉛及びその化合物

項(※)	用途	施設名
9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用するものに限る)	焼成炉
		溶融炉
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙焼炉
		転炉
		溶解炉
		乾燥炉
		焼結炉
		溶鉱炉
24	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板もしくは線の製造	溶解炉
25	鉛蓄電池の製造	溶解炉
26	鉛系顔料	溶解炉
		反射炉
		反応炉
		乾燥施設

・ばい煙(別表第1に掲げる物質特定施設(2))

「大気汚染防止法施行規則別表第3の2の第2欄に掲げる施設」

項	用途	細番	施設の種類	排出ガス規模等 (万 m <sup>3</sup> /時)
1	すべて	①	ガス専焼ボイラー	
		②	固体燃焼ボイラー(③を除く)	
		③	固体燃焼小型ボイラー	
		④	液体燃焼小型ボイラー(灯油、軽油、A重油以外)	
		⑤	液体燃焼ボイラー(④を除く)	
2	水性ガス、油ガスの発生	①	ガス発生炉・加熱炉	
3	金属精錬、無機化学工業品の製造	①	焙燒炉	
		②	焼結炉	
		③	煅(か)燒炉	
4	金属精錬	①	溶鉱炉	
5	金属精製、鋳造	①	金属溶解炉(キュポラを除く)	
6	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	1以上10未満
		②	鍛接鋼管用金属加熱炉	1以上10未満
		③	金属加熱炉(①、②以外)	
7	石油製品、石油化学製品の製造 コールタール製品の製造	①	加熱炉	
8	石油精製	①	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	すべて	①	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち 燃焼炉	
9	窯業製品製造	①	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン)	
		②	セメント焼成炉	
		③	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉	
		④	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉	
		⑤	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉	
		⑥	その他ガラス製造用溶融炉	
		⑦	その他焼成炉、溶融炉	
10	無機化学工業品の製造 食料品の製造	①	反応炉、直火炉	
11	すべて	①	乾燥炉	
13	すべて	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)	
		②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) (二トロ化合物、アミノ化合物、シアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造・使用する工程か、アンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの)	4未満
		③	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	
		④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬	①	ばい焼炉	
		②	焼結炉	

項	用途	細番	施設の種類	排出ガス規模等 (万 m <sup>3</sup> /時)
		③	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉛さい処理炉(石灰、コークスを燃料・還元剤とするもの)	
		④	溶鉱炉(③以外)	
		⑤	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするもの)	
		⑥	溶解炉(⑤以外)	
		⑦	乾燥炉	
18	活性炭製造	①	反応炉	
21	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	①	焼成炉	
		②	溶解炉	
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	①	乾燥炉	
		②	焼成炉	
24	鉛合金の製造を含む鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造	①	溶解炉	
25	鉛蓄電池製造	②	溶解炉	
26	鉛系顔料の製造	①	溶解炉	
		②	反射炉	
		③	反応炉	
27	硝酸の製造	①	吸收施設 漂白施設 濃縮施設	
28	すべて	②	コークス炉	
29	すべて	①	ガスタービン	
30	すべて	①	ディーゼル機関	
31	すべて	①	ガス機関	
32	すべて	①	ガソリン機関	

・ばい煙(別表第1に掲げる物質特定施設(3))

「府条例施行規則別表第3第2号の表に規定する施設(同表備考に掲げる施設を除く。)」

項	用途	施設種類	規模
1 纖維製品の製造 (衣服その他の纖維製品に係るもの を除く)	イ 法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA 以上)	
	□ 条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)	
	ハ 乾燥・焼付施設	すべて	
	ニ 漂白施設	すべて	
	ホ 樹脂加工施設	すべて	
	ヘ 混合施設	すべて	
2 木材若しくは木製品の製造(家具に係るもの を除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	ト 滅菌施設及び消毒施設	すべて	
	イ 法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)	
	□ 条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)	
	ハ 乾燥・焼付施設	すべて	
	ニ 張合せ施設	すべて	
	ホ 樹脂加工施設	すべて	
3 出版若しくは印刷又はこれら の関連品の製造	ヘ 滅菌施設及び消毒施設	すべて	
	イ 法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)	
	□ 条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)	
	ハ 乾燥・焼付施設	すべて	
	ニ グラビア印刷施設	すべて	
	ホ 金属板印刷施設	すべて	
4 化 学 工 業 品、石 油 製 品又は石炭 製品の製造	ヘ エッティング施設	すべて	
	イ 大気汚染防止法に掲げる焙焼炉・ 焼結炉・煅燒炉(3 項)、反応炉・直 火炉(10 項)、乾燥炉(11 項)、電 気炉(12 項)、乾燥施設(15 項)、 溶解槽(17 項)、反応炉(18 項)、 反射炉・反応炉・乾燥施設(26 項)	法の規模のとおり	
	□ 府条例に掲げる焙焼炉(4 項)、燒 結炉(5 項)、煅燒炉(6 項)、反応炉 (7 項)、直火炉(8 項)、電気炉(10 項)、乾燥炉(23 項)	府条例(ばいじん規制)の規模のとおり	

項	用途	施設種類	規模
5	プラスチック製品の製造	八 反応施設及び直火炉	イ及び口以外
		二 乾燥・焼付施設	イ及び口以外
		ホ 合成施設、重合施設及び分解施設	すべて
		ヘ 精製施設、抽出施設、晶出施設、蒸留施設、蒸発施設及び濃縮施設	すべて
		ト 電解施設	すべて
		チ 焼成施設	すべて
		リ 電気めつき施設	すべて
		又 混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
		ル 造粒施設	すべて
		ヲ 滅菌施設及び消毒施設	すべて
		ワ 洗浄施設	液面の面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上
		イ 法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
6	ゴム製品の製造	□ 条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		八 乾燥・焼付施設	すべて
		二 電気めつき施設	すべて
		ホ エッキング施設	すべて
		ヘ 配合施設及び混練施設	すべて
7	窯業製品又は土石製品の製造	ト 滅菌施設及び消毒施設	すべて
		イ 法に掲げる焼成炉・溶融炉(9 項)、乾燥炉(11 項)	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		□ 条例に掲げる焼成炉(11 項)、溶融炉(12 項)、乾燥炉(23 項)	火格子面積(0.5 以上 1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
8	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	八 焼成施設及び溶融施設	イ及び口以外
		二 乾燥・焼付施設	イ及び口以外
		ホ 樹脂加工施設	すべて
		ヘ 混合施設	すべて
		ト 滅菌施設及び消毒施設	すべて
		イ 法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煅焼炉(3 項)、溶解炉(5 項)、乾燥炉(11 項)、電気炉(12 項)、焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉(14 項)、溶解炉(24 項)、溶解炉(25 項)	法の規模のとおり
		□ 条例に掲げる焙焼炉(14 項)、焼結炉(15 項)、煅焼炉(16 項)、溶解炉(17 項)、溶解炉(18 項)、電	府条例施行規則別表第3第1号の表に規定する規模のとおり

項	用途	施設種類	規模
9	その他の製品製造	気炉(21 項)、電気炉(22 項)、乾燥炉(23 項)	
		ハ 金属溶解・精錬施設	イ及び口以外
		二 乾燥・焼付施設	イ及び口以外
		ホ 焼成施設	すべて
		ヘ 電気めつき施設、溶融めつき施設及び化成被膜施設	すべて
		ト ソルトバス	すべて
		チ 樹脂加工施設	すべて
		リ 酸洗施設、エッティング施設及び電解研磨施設	すべて
		又 鋳型造形施設	すべて
		ル 混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
		ヲ 反応施設	すべて
		ワ 滅菌施設及び消毒施設	すべて
		カ 洗浄施設	液面の面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上
10	すべて	イ 法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA 以上)
		□ 条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて
		二 電気めつき施設	すべて
		ホ エッティング施設	すべて
		ヘ 滅菌施設及び消毒施設	すべて
		イ 法に掲げる廃棄物焼却炉	火格子面積(2m <sup>2</sup> 以上) 焼却能力(200kg/時以上)
11	医療業	□ 条例に掲げる廃棄物焼却炉	火格子面積(1 以上 2m <sup>2</sup> 未満) 焼却能力 (100 以上 200kg/時未満)
		ハ 廃棄物焼却炉	焼却能力(50kg/時以上)
		滅菌施設及び消毒施設	すべて
12	消毒業	滅菌施設及び消毒施設	すべて
13	洗濯業	イ 消毒施設	すべて
		□ ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設	1回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が 30kg 以上の事業場に設置されるすべての施設
		ハ ドライクリーニングの用に供する乾燥施設	
14	物の製造に係る塗装	吹付塗装施設	排風機能力(100m <sup>3</sup> /分以上)

## 備考

次に掲げる施設は除く

- ・ 実験の用に供するもの
- ・ 移動式のもの

- ・10の項のイの施設で塩化水素、水銀及びその化合物又は揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・10の項のロ及びハの施設で揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・10の項以外の施設で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
- ・10の項以外の施設であって次のイからハまでに掲げる施設のうち、次の表の物質のみを発生し、及び排出するもの
  - イ 法規則別表第3の第3欄に掲げる施設
  - ロ 法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設
  - ハ 小型乾燥炉(1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が10m<sup>3</sup>/分未満のもの。)

	施設	物質
1	イからハまでのいずれにも該当する施設	塩化水素、水銀及びその化合物、トルエン又は当該施設について法規則別表第3の第2欄に規定する物質(以下「法有害物質」という。)
2	イ及びロに該当し、ハに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又は法有害物質
3	イ及びハに該当し、ロに該当しない施設	塩化水素、トルエン又は法有害物質
4	ロ及びハに該当し、イに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又はトルエン
5	イのみに該当する施設	塩化水素又は法有害物質
6	ロのみに該当する施設	塩化水素又は水銀及びその化合物
7	ハのみに該当する施設	塩化水素又はトルエン

- ・13の項のロ及びハの施設で、当該施設を設置する事業場の1回のドライクリーニングに係る洗濯能力が30kg未満の事業場に設置されるもの

・粉じんに係る特定施設(1)

「大気汚染防止法施行令第3条に規定する施設」

用途	項目	施設種類	規模	備考
すべて	1	コークス炉	原料の処理能力(50 t / 日以上)	
	2	鉱物又は土石の堆積場	面積(1000 m <sup>2</sup> 以上)	
鉱物、土石又はセメント	3	ベルトコンベア	ベルトの幅(75 cm 以上)	密閉式 を除く
		バケットコンベア	バケットの内容積(0.03 m <sup>3</sup> 以上)	
鉱物、岩石又はセメント	4	破碎機・摩碎機	原動機の定格出力(75 kW 以上)	密閉 式、湿 式を除 く
	5	ふるい	原動機の定格出力(15 kW 以上)	

・粉じんに係る特定施設(2)

「府条例施行規則別表第3第3号の表に規定する施設(同表備考に掲げる施設を除く。)」

用途	項目	施設種類	規模	備考
食料品の製造	1	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又は バケットの内容積(0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
		□ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	湿式を 除く
		ハ 粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	
		ニ リンターの分離施設	すべて	
繊維製品(衣服等に係るものと除く)の製造	2	イ 製綿施設	すべて	
		□ 植毛施設	すべて	
		ハ 起毛施設	すべて	
		ニ 剪毛施設	すべて	
		ホ 混合施設	すべて	
木材若しくは木製品の製造(家具を除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	3	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又は バケットの内容積(0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
		□ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)	湿式を 除く
		ハ 研削・研磨施設	原動機の定格出力(0.75 kW 以上)	
		ニ 切断施設	原動機の定格出力(0.75 kW 以上)	
		ホ 吹付塗装施設	すべて	
化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	4	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m <sup>2</sup> 以上)	
		□ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又は バケットの内容積(0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	湿式を 除く
		ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	
		ホ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)	
		ヘ 混合施設	すべて	
		ト 配合施設	すべて	

用途	項目	施設種類	規模	備考
	チ	混練施設	すべて	
		リ 造粒施設	造粒面の内径(1.5 m 以上)	
プラスチック製品の製造	5	イ 粉碎施設	すべて	湿式を除く
		□ 研磨施設	すべて	
		ハ 吹付塗装施設	すべて	
		二 配合施設	すべて	
		ホ 混練施設	すべて	
ゴム製品製造	6	混練施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造	7	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m <sup>2</sup> 以上)	
		□ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m <sup>3</sup> 以上)※6	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)※6	湿式を除く
		二 選別施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)※6	
		ホ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)※6	
		ヘ 研磨施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造	7	ト 岩綿又は鉱滓綿加工施設	すべて	
		チ 吹付塗装施設	すべて	
		リ セメントサイロ	貯蔵容量(300 m <sup>3</sup> 以上)	
		ヌ 混合施設	すべて	
鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m <sup>2</sup> 以上)	
		□ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m <sup>3</sup> 以上)※7	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)※7	湿式を除く
		二 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)※7	
		ホ 研磨施設	すべて	
		ヘ 溶射施設	すべて	
		ト 吹付塗装施設	すべて	
		チ 切断施設	すべて	
		リ 鑄型砂処理施設	すべて	
		ヌ 鑄型ばらし施設	すべて	
		ル ダクタイル処理施設	すべて	
		ヲ スカーフア	すべて	
		ワ 混合施設	すべて	
		カ 配合施設	すべて	
		ヨ 混練施設	すべて	
		タ 造粒施設	造粒面の内径(1.5 m 以上)	
	9	イ 粉碎施設	すべて	

用途	項目	施設種類	規模	備考
その他の製品の 製造	<input type="checkbox"/> (つの又は貝殻の粉 碎)	(つの又は貝殻の粉 碎)		湿式を 除く
		研摩施設 (つの又は貝殻の研 磨)	すべて	
	<input type="checkbox"/> ハ 吹付塗装施設	吹付塗装施設	すべて	
ガスの製造	10	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m <sup>2</sup> 以上)	
		<input type="checkbox"/> 粉粒塊輸送用コンベ ア施設	ベルト幅(40cm 以上)又は バケットの内容積(0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
		<input type="checkbox"/> ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	湿式を 除く
		<input type="checkbox"/> ニ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)	
		<input type="checkbox"/> ホ 配合施設	すべて	

#### 備考

○次のものは除く。

※1. 実験用

※2. 移動式

※3. 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの

※4. 法対象となるもの

※5. 粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

○※6 の施設のうち、汚染土壤処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて対象。

○※7 の施設のうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて対象。

・汚水・廃液に係る特定施設(1)

「水質汚濁防止法施行令第1条に規定する施設」

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 選炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 掘削用の泥水分離施設

1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 豚房施設(豚房の総面積が50m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)
- ロ 牛房施設(牛房の総面積が200m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)
- ハ 馬房施設(馬房の総面積が500m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
- ハ 湯煮施設

3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
- ハ ろ過施設
- ニ 分離施設

ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

洗浄施設(洗びん施設を含む。)

ハ 榨汁施設

ニ ろ過施設

ホ 湯煮施設

ヘ 蒸留施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

洗浄施設

ハ 圧搾施設

ニ 真空濃縮施設

ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

洗浄施設

ハ 圧搾施設

ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

洗浄施設

ハ 分離施設

14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料浸せき施設

洗浄施設(流送施設を含む。)

ハ 分離施設

ニ 渋だめ及びこれに類する施設

15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ろ過施設

ハ 精製施設

16 麺類製造業の用に供する湯煮施設

17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

湯煮施設

ハ 洗浄施設

18の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式脱臭施設

□ 洗浄施設

19 紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ まゆ湯煮施設

□ 副蚕処理施設

ハ 原料浸せき施設

二 精練機及び精練そう

ホ シルケツト機

ヘ 漂白機及び漂白そう

ト 染色施設

チ 薬液浸透施設

リ のり抜き施設

20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗毛施設

□ 洗化炭施設

21 化学纖維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式紡糸施設

□ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設

ハ 原料回収施設

21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

21の4 パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式バーカー

□ 接着機洗浄施設

22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式バーカー

□ 薬液浸透施設

23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料浸せき施設

□ 湿式バーカー

ハ 碎木機

二 蒸解施設

ホ 蒸解廃液濃縮施設

ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設

ト 漂白施設

チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)

リ セロハン製膜施設

ヌ 湿式纖維板成型施設

ル 廃ガス洗浄施設

23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
- 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設

25 削除

26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ろ過施設
- ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
- ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設

28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- 静置分離器
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 蒸留施設

ハ 遠心分離機

ニ ろ過施設

31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設

□ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設

ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

□ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 廃ガス洗浄施設

33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 縮合反応施設

□ 水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 静置分離器

ホ 弗(ふつ)素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設

ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設

ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設

チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設

リ 廃ガス洗浄施設

ヌ 湿式集じん施設

34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

□ 脱水施設

ハ 水洗施設

ニ ラテツクス濃縮施設

ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 蒸留施設

□ 分離施設

ハ 廃ガス洗浄施設

36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 廃酸分離施設

□ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

□ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

□ 塩析施設

38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)

39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱酸施設

□ 脱臭施設

40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

□ 抽出施設

42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 石灰づけ施設

ハ 洗浄施設

43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 脱水施設

45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設

46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗施設

□ ろ過施設

ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設

ニ 廃ガス洗浄施設

47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 動物原料処理施設

□ ろ過施設

ハ 分離施設

ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)

ホ 廃ガス洗浄施設

48 火薬製造業の用に供する洗浄施設

49 農薬製造業の用に供する混合施設

50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱塩施設

□ 原油常圧蒸留施設

ハ 脱硫施設

ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設

ホ 潤滑油洗浄施設

51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業  
(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業  
の用に供するラテツクス成形型洗浄施設

52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

□ 石灰づけ施設

ハ タンニンづけ施設

ニ クロム浴施設

ホ 染色施設

53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 研磨洗浄施設

□ 廃ガス洗浄施設

54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 抄造施設

- 成型機
  - ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバツチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - 水洗式分別施設
  - ハ 酸処理施設
  - 二 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ガス冷却洗浄施設
  - ハ 圧延施設
  - 二 焼入れ施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 還元そう
  - 電解施設(溶融塩電解施設を除く。)
  - ハ 焼入れ施設
  - 二 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
  - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 焼入れ施設
  - 電解式洗浄施設
  - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
  - 二 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
- 64の2 水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水

道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万m<sup>3</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

イ 沈でん施設

□ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めつき施設

66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

66の3 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

□ 洗濯施設

ハ 入浴施設

66の4 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)

に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

66の6 飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が420m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

67 洗濯業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

□ 洗浄施設

ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69の2 卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)

(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000

m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)

イ 卸売場

□ 仲卸売場

70 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)

70 の2 自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m<sup>2</sup>未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)

71 自動式車両洗浄施設

71の2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

□ 焼入れ施設

71の3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設

71の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)

72 し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

・汚水・廃液に係る特定施設(2)

「府条例施行規則第24条に規定する施設」

- 1 畜産農業の用に供する牛房施設(牛房の総面積が150m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 食料品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの(第12号に掲げるものを除く。)
  - イ 洗浄施設
  - 混合施設
  - ハ 摩碎施設
- 3 パルプ・紙・紙加工品製造業の用に供するコルゲートマシン
- 4 化学工業の用に供する施設で、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - 反応施設
  - ハ 分離施設
  - ニ 混合施設
- 5 石油製品・石炭製品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの
  - イ 分離施設
  - アスファルトプラント
- 6 窯業・土石製品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの
  - イ 研磨施設
  - 洗浄施設
  - ハ 混合施設
  - ニ 成型施設
- 7 鉄鋼業の用に供する廃ガス洗浄施設
- 8 非鉄金属製造業の用に供する洗浄施設
- 9 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - 溶融めつき施設
  - ハ 湿式集じん施設
- 10 水道施設(水道法第3条第8項に規定するもの(専用水道の設置者の管理に属するものを除く。)をいう。)のうち浄水施設で、次に掲げるもの
  - イ 沈でん施設
  - ろ過施設
- 11 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設
- 12 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積が120m<sup>2</sup>未満の事業に係るものを除く。)
- 13 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げるものに限る。)
- 14 届出事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

備考 特定事業場内に設置される施設を除く。

・騒音に係る特定施設(1)

「騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第1条に規定する施設」

1 金属加工機械

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
- 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
- ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーフォーミングマシン
- リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
- ヌ タンブラー
- ル 切断機(といしを用いるものに限る。)

2 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)
- アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)

6 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

7 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- ヘ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)

8 抄紙機

9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

・騒音に係る特定施設(2)

「府条例施行規則別表第19 第1号の表に掲げる施設(同表備考に規定する施設を除く。)」

1 金属加工機械

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
- 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ニ ハ以外のベンディングマシン(ロール式のものに限る。)
- ホ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ヘ 矯正プレス
- ト 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
- チ ト以外の機械プレス
- リ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ヌ リ以外のせん断機
- ル 鍛造機
- ヲ ワイヤーフォーミングマシン
- ワ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- カ ワ以外のブラスト
- ヨ タンブラー
- タ 自動旋盤(棒材作業用のものに限る。)
- レ 数値制御フライス盤
- ソ マシニングセンタ
- ツ 平削盤
- ネ 切断機(といしを用いるものに限る。)
- ナ グラインダー(工具用及び精密加工用のものを除く。亜鉛版用のもの以外は、2台以上であること。)
- ラ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が5kW以上のものに限る。)

2 圧縮機及び送風機

- イ 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
- イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)
- ハ 圧縮機(空気圧縮機以外のものであって、原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)

3 粉碎機

- イ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
- イ以外の土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機
- ハ 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
- ニ ハ以外の食品加工用粉碎機
- ホ その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩碎機を含む。)

#### 4 織維機械

イ 織機(原動機を用いるものに限る。)

□ 紡績機械

ハ 編組機(2台以上であること。)

ニ 摶糸機

#### 5 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)

□ イ以外のコンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)

ハ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)

ニ ハ以外のアスファルトプラント

#### 6 木材加工機械

イ ドラムバーカー

□ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

ハ 碎木機

ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

ホ ニ以外の帯のこ盤

ヘ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

ト ヘ以外の丸のこ盤

チ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

リ チ以外のかんな盤

#### 7 抄紙機

#### 8 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

#### 9 ロール機(金属及び食品加工用を除く。)

#### 10 合成樹脂成型加工機械

イ 合成樹脂用射出成形機

□ イ以外の合成樹脂成型加工機械

#### 11 錫型造型機(ジョルト式のものに限る。)

#### 12 エヤーハンマ

#### 13 走行クレーン(吊り上げ能力が5t 以上のものに限る。)

#### 14 工業用動力ミシン(3台以上であること。)

#### 15 紙工機械(原動機の定格出力の合計が3.7kW 以上のものに限る。)

#### 16 遠心分離機(直径が1.2m 以上のものに限る。)

#### 17 集じん装置

#### 18 かくはん機(原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)

#### 19 電気炉(鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る。)

#### 20 ロータリーキルン

#### 21 冷凍機及び空調機(クーリングタワーを有せず、室外機に圧縮機又は送風機を有するものであって、

原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)

22 クーリングタワー(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)

23 スチームクリーナー(原動機の定格出力の合計が7.5kW 以上のものに限る。)

24 石材用の切断機及び切削機

25 オイルバーナ(ロータリーバーナ及びガンタイプバーナを除く。)

※騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定される地域内の同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。

・振動に係る特定施設(1)

「振動規制法施行令第1条に規定する施設」

1 金属加工機械

- イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- 機械プレス
- ハ せん断機(原動機の定格出力が1kW 以上のものに限る。)
- ニ 鍛造機
- ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW 以上のものに限る。)
- 2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW 以上のものに限る。)
- 6 木材加工機械
- イ ドラムバーカー
- チッパー(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW 以上のものに限る。)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鑄型造型機(ジョルト式のものに限る。)

・振動に係る特定施設(2)

「府条例施行規則別表第 19 第2号の表に掲げる施設(同表備考に規定する施設を除く。)」

1 金属加工機械

- イ ベンディングマシン
- 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ハ 矯正プレス
- ニ 機械プレス
- ホ せん断機(原動機の定格出力が1kW 以上のものに限る。)
- ヘ ホ以外のせん断機
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW 以上のものに限る。)
- リ チ以外のワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力の合計が15kW 以上のものに限る。)
- ヌ 平削盤

- 2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第1の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW 以

上のものに限る。)

### 3 粉碎機

- イ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- イ以外の土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)
- ハ その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩碎機を含む。原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)

### 4 織機(原動機を用いるものに限る。)

### 5 コンクリート機械

- イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW 以上のものに限る。)
- コンクリートプラント

### 6 木材加工機械

- イ ドラムバーカー

- チッパー(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)

### 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)

### 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW 以上のものに限る。)

### 9 合成樹脂成型加工機械

- イ 合成樹脂用射出成形機

- イ以外の合成樹脂成形加工機械(原動機の定格出力の合計が15kW 以上のものに限る。)

### 10 鑄型造型機(ジョルト式のものに限る。)

### 11 走行クレーン(吊り上げ能力が5t 以上のものに限る。)

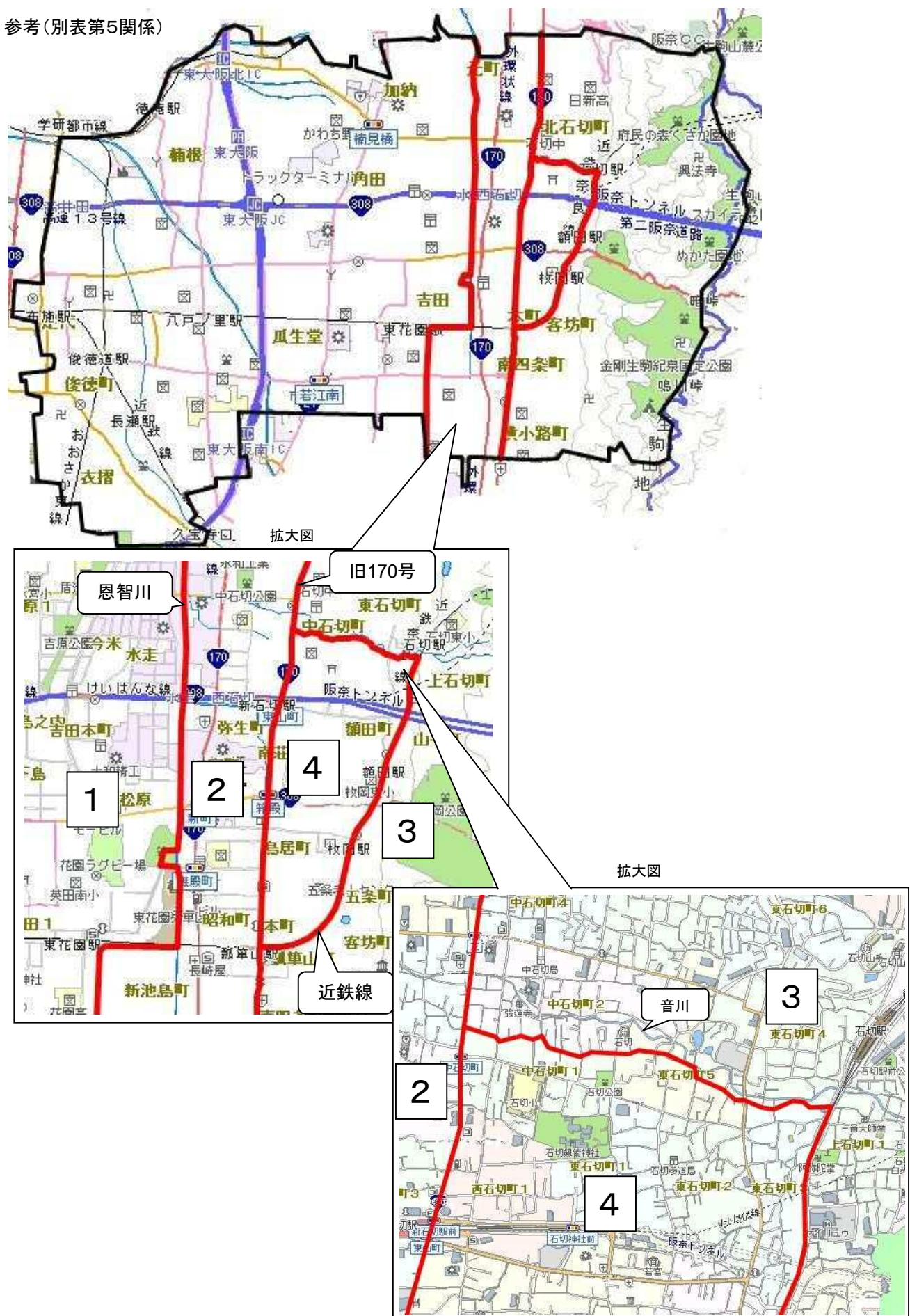
### 12 紙工機械(原動機の定格出力の合計が15kW 以上のものに限る。)

### 13 遠心分離機(直径が1.2m 以上のものに限る。)

## 備考

振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定される地域内の同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。

参考(別表第5関係)









東大阪市 環境部 公害対策課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話 06-4309-3204、3205(直通)

FAX06-4309-3829(環境部共通)

E-mail:kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp

市ウェブサイト

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>